

## 5 事業等推進部会の審議状況について

	第1回	第2回
日 時	平成26年 9月17日(水) 午後3時から午後4時	平成26年 3月16日(月) 午後2時30分から午後3時30分
場 所	愛知県議会議事堂1階ラウンジ	愛知県自治センター4階大会議室
出席者	委員9名(委員総数15名)	委員9名(委員総数15名)
議 題	<p>地域医療支援病院の承認要件の見直しについて</p> <p>【審議結果】 了承</p> <p>地域医療支援病院の承認について</p> <p>【審議結果】 了承</p>	<p>医師派遣等推進事業に係る医師派遣について</p> <p>【審議結果】 了承</p> <p>総合周産期母子医療センターの指定について</p> <p>【審議結果】 了承</p>
報告事項	医師不足の影響に関する調査結果について	<p>地域医療支援病院の承認要件見直しの影響について</p> <p>○5事業等における主な平成27年度予算について</p>

## 地域医療支援病院の承認要件の見直しについて

### 1 背景

平成 23 年 12 月の社会保障審議会医療部会においてとりまとめられた「医療提供体制の改革に関する意見」において、制度発足当初に比べ医療を取り巻く様々な環境が変化中、特定機能病院及び地域医療支援病院の体制、機能等を強化する観点から、現行の承認要件等の見直しが必要とされた。

地域医療支援病院については、「紹介患者に対する医療の提供」、「医療機器の共同利用の実施」、「救急医療の提供」及び「地域の医療従事者に対する研修の実施」の 4 つの機能について、承認要件の見直しの検討が進められた。

平成 26 年 1 月 23 日付けで、「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において、承認要件の見直しについてとりまとめられた。

このとりまとめを受け、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号)により、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号)が改正され、地域医療支援病院の承認要件の見直しが行われた。

資料 1 - 2 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(抄)  
(平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号)  
資料 1 - 3 医療法の一部を改正する法律の施行について(抄)

### 2 本県での対応

「地域医療支援病院の承認要件等について」について、国の要件に沿った見直しを行う。

資料 1 - 4 地域医療支援病院の承認要件等について  
資料 1 - 5 地域医療支援病院の承認要件等について 新旧対照表

### 3 承認要件の主な見直しの内容

「2 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること」

新	旧
次のいずれかに該当すること。 紹介率 <u>80%以上</u> 紹介率 <u>65%以上</u> かつ、逆紹介率 <u>40%以上</u> 紹介率 <u>50%以上</u> かつ、逆紹介率 <u>70%以上</u>	次のいずれかに該当すること。 紹介率 <u>80%を上回る</u> 紹介率 <u>60%を上回り</u> 、かつ、逆紹介率 <u>30%を上回る</u> 紹介率 <u>40%を上回り</u> 、かつ、逆紹介率 <u>60%を上回る</u>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介率 = 紹介患者の数 / 初診患者の数</li> <li>・逆紹介率 = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介率 = ( 紹介患者の数 + 救急患者の数 ) / 初診患者の数</li> <li>・逆紹介率 = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数</li> </ul>

「初診患者の数」の定義も見直された。

#### 「 4 救急医療を提供する能力を有すること」

新	旧
<u>次のいずれかを満たすこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急搬送患者数 / 救急医療圏人口 × 1,000 <u>2</u></li> <li>・救急搬送患者数 <u>1,000</u></li> </ul>	(新設)

#### 「 5 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること」

新	旧
<u>地域の医療従事者に対する研修を年間 1 2 回以上主催すること。</u>	(新設)

#### 「 1 4 その他」

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>連携体制を確保するため、専用の室、担当者を設けること。</u></li> <li>・<u>病院の機能に関する第三者による評価を受けること。</u></li> <li>・<u>退院調整部門を設置すること。</u></li> <li>・<u>地域連携クリティカルパスを策定し、地域の医療機関に普及させること。</u></li> <li>・<u>病院が果たしている役割を地域住民に情報発信すること。</u></li> </ul>	(新設)

## 地域医療支援病院の承認について

### 1 開設者の住所等

住 所	豊橋市今橋町 1 番地
名称及び代表者職・氏名	豊橋市長 佐原 光一

### 2 病院の名称等

名 称	豊橋市民病院					
所 在 地	豊橋市青竹町字八間西 5 0 番地					
診療科名	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、アレルギー内科、感染症内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、血液・腫瘍内科、外科、呼吸器外科、心臓外科、血管外科、小児外科、肛門外科、移植外科、整形外科、リウマチ科、形成外科、脳神経外科、小児科、小児科（新生児）、産婦人科、産婦人科（生殖医療）、耳鼻いんこう科、眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、精神科、麻酔科、救急科、リハビリテーション科、病理診断科、歯科口腔外科、（計 3 6 診療科）					
病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
		1 0	1 0		8 0 0	8 2 0 床

### 3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無	
集 中 治 療 室	有 ・ 無	病床数 6 床
化 学 検 査 室	有 ・ 無	
細 菌 検 査 室	有 ・ 無	
病 理 検 査 室	有 ・ 無	
病 理 解 剖 室	有 ・ 無	
研 究 室	有 ・ 無	
講 義 室	有 ・ 無	
図 書 室	有 ・ 無	
救急用又は患者搬送用自動車	有 ・ 無	保有台数 1 台

医薬品情報管理室	有 ・ 無
----------	-------

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B × 100)
16,201人	28,368人	57.1%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B × 100)
21,593人	28,368人	76.1%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	196施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	196施設
共同利用に係る病床の病床利用率	44.1%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、医療機器（CT、MRI、RI、胃カメラ、超音波断層装置）、講堂、会議室、研究室、医学情報室（図書室）
------	--

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	有 ・ 無
利用医師等登録制度の担当者	有 ・ 無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	351施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	351施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

## 6 救急医療を提供する能力の状況

### (1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	1 人	0 人	1 7 3 人	0 人
看 護 師	7 1 人	0 人	4 6 人	0 人
その他	0 人	0 人	1 1 3 人	0 人

### (2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	6 床
専 用 病 床	2 4 床

### (3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	救急外来センター、救急入院センター
-------	-------------------

### (4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	6 , 9 1 4 人
--------------------------	-------------

### (5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	可・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	可・否

## 7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

### (1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
がん診療フォーラム、緩和ケア研修会、ICLS 講習会、NST 定期教育講演会	2 9 回	1 , 1 9 5 人

### (2) 研修実施のための施設及び設備

施設名等	講堂、第2会議室、第6会議室
------	----------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管理責任者	有 ・ 無
管理担当者	有 ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲覧責任者	有 ・ 無
閲覧担当者	有 ・ 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学 識 経 験 者	1人
医師会等医療関係団体の代表	12人
地域の住民代表	1人
当該病院の関係者	10人
そ の 他	2人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	患者総合支援センター、医事課窓口
-----------	------------------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	・ 退院前カンファレンスの実施 ・ 地域連携パスの運用 等
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	・ 病院だよりの発行 ・ 研修、フォーラム等の実施 等

その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	・在宅支援勉強会の開催
----------------------------	-------------

## 1.2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

### (1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	患者総合支援センター
担当者	有 ・ 無

### (2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	有 ・ 無
-------------------	-------

### (3) 退院調整部門

退院調整部門	有 ・ 無
--------	-------

### (4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5大がん地域連携クリティカルパス</li> <li>・ 大腿骨頸部骨折地域連携パス</li> <li>・ 脳卒中地域連携パス</li> <li>・ 緩和ケア地域連携パス</li> </ul>
------------------	--

### (5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	病院広報誌、ホームページ
---------	--------------



## 医師派遣等推進事業に係る医師派遣について

### 1. 内 容

地域における医療を確保するため、県の医療審議会5事業等推進部会の承認が得られた医師派遣を行った場合、医師派遣を行う医師派遣協力病院（派遣元病院）は、その診療体制・診療水準を派遣される者以外の者で維持することとなることから、派遣後においても派遣元病院において安定的な医療を提供できる環境整備を図るため、派遣元病院に対して、医師を派遣することによる対価の一部を助成する。

### 2. 実施状況

平成20年度国補正予算における「医師派遣等推進事業」の創設に合わせ、本県では平成20年度12月補正から事業実施。

平成22年度以降の新たな派遣については、地域医療再生計画（平成22年1月策定）に地域医療連携医師派遣事業として位置付けて対応。

地域医療再生計画では、対象地域が尾張地域（海部及び尾張西部医療圏）及び東三河地域（東三河北部及び南部医療圏）に限定されていたため、平成24年1月に地域医療再生計画を見直し、平成24年度から対象地域を県全域に拡大。

救急医療機関と精神科病院との連携により、精神・身体合併症患者に対応するための医師派遣事業を平成25年9月から実施。

平成26年度から、国の補助事業が廃止され、地域医療介護総合確保基金事業として実施。

### 3. 27年度予算について

別添のとおり

そのうち、従来からの継続を除き今回初めて審議対象となるものは次のとおり

#### 豊川市民病院から蒲郡市民病院への乳腺内分泌外科医の派遣

平成22年度から呼吸器内科の派遣を補助対象としていたが、平成26年4月に乳腺内分泌外科の派遣が新たに始まったため、補助対象診療科を加える。なお、今回の承認により平成26年度の乳腺内分泌外科医の派遣も遡及して補助対象とする。

## 地域医療連携による医師派遣

(単位:千円)

圏域	派遣先病院名	派遣元病院名	派遣内容		医療対策部会 審議状況 (初回承認日)	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	平成26年度 補助額(予定)	補助金 交付開始 年度
海部	津島市民病院	厚生連海南病院	神経内科	1日 / 1月	決定済 (H22.3.19)	3,196	3,196	-	H22
		厚生連稲沢厚生病院	精神科	1日 / 2週	決定済 (H26.3.24)	3,196	3,196	1,591	H26
	あま市民病院	名古屋第一赤十字病院	呼吸器内科	1日 / 1週	決定済 (H20.12.9)	4,796	4,334	4,334	H20
			産婦人科	1日 / 1週	決定済 (H24.3.23)				H23
			小児科	半日 / 1月	決定済 (H23.3.16)	3,196	3,196	370	H22
尾張 西部	稲沢市民病院	一宮市立市民病院	小児科	1日 / 2週	決定済 (H22.3.19)	3,196	3,196	1,198	H22
知多 半島	常滑市民病院	半田市立半田病院	整形外科	1日 / 2週	決定済 (H24.3.23)	3,196	3,196	1,475	H24
西三 北部	厚生連足助病院	トヨタ記念病院	神経内科	半日 / 1月	決定済 (H25.3.25)	3,196	3,196	362	H24
東三 北部	東栄病院	名古屋第一赤十字病院	内 科	常時後期研修医1名 (1~2ヶ月単位で交代)	決定済 (H23.3.16)	15,000	15,000	7,500	H22
		名古屋第二赤十字病院						7,500	
東三 南部	蒲郡市民病院	豊川市民病院	呼吸器内科	1日 / 1月	決定済 (H23.3.16)	3,196	3,196	345	H22
			乳腺内分泌外科	1日 / 1月					
		豊橋市民病院	小児科	1日 / 1月	決定済 (H22.3.19)	3,196	3,196	-	H22
	厚生連渥美病院	豊橋市民病院	小児科	常時	決定済 (H23.3.16)	15,000	15,000	15,000	(H22) H24
		豊橋医療センター	産婦人科	1日 / 2週	決定済 (H23.3.16)	3,196	3,196	-	H22
計						63,560	63,098	39,675	

## 精神・身体合併症医師派遣事業について

### 1 背景、経緯

全国的に精神科病床を有するいわゆる総合病院が年々減少するなど、精神と身体の合併症に対応可能な医療機関が不足している。

本県において、精神・身体合併症対応病床を持つのは藤田保健衛生大学病院と愛知医科大学病院のみであり、精神・身体合併症で重篤な身体疾患のある患者の多くは、救命救急センター等の救急医療機関（以下「救急医療機関」とする）において受入を行っているが、多くの救急医療機関では十分な精神科医療を提供できない状況にある。

こうしたことから、救急医療機関と精神科病院との連携により、精神・身体合併症患者に対応するための事業を実施する。

### 2 精神・身体合併症医師派遣事業

#### 事業内容

精神・身体合併症患者に対応するため、救急医療機関と精神科病院の連携により行われている 精神科病院から救急医療機関への診療応援、 患者転院後の救急医療機関から精神科病院への診療応援について助成する。

#### 医師派遣事業の補助対象となる医師派遣

救急医療機関		精神科病院	派遣内容	H27 事業予定額
旭労災病院		東尾張病院	随時（月1回）	366 千円
名古屋掖済会病院		松蔭病院	随時（月1回）	366 千円
名古屋第二赤十字病院		八事病院	随時（月1回）	366 千円
刈谷豊田総合病院		刈谷病院	随時（月1回）	366 千円
トヨタ記念病院		仁大病院	随時（月1回）	366 千円
豊橋市民病院		豊橋こころのケアセンター	随時（月1回）	366 千円
		可知記念病院	随時（月1回）	366 千円
計				2,562 千円

派遣は半日 / 1 回を予定している。

#### 事業期間

平成 27 年度

#### 事業予定額

2,562 千円

#### 派遣日数

医師派遣が必要な事例が発生ごとに実施する。

- ・精神科病院      救急医療機関   （随時【各ペア月1回程度】）

## 総合周産期母子医療センターの指定について

### 【総合周産期母子医療センター】

相当規模のM F I C Uを含む産科病棟及びN I C Uを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものです。

### 【基準適合状況】

別添、「名古屋市立大学病院の整備状況」のとおり

### 【指定年月日】

平成 27 年 4 月 1 日

### 【審議日程】

平成 27 年 3 月 20 日（金） 愛知県周産期医療協議会

## 名古屋市立大学病院の整備状況

### 1 開設者の住所等

住 所	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
名称及び代表者職・氏名	公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

### 2 病院の名称等

名 称	名古屋市立大学病院					
所 在 地	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地					
病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
	3 6	0	0	0	7 7 2	8 0 8 床

### 3 周産期関連部門

区分	母体胎児集中治療室 (MFICU)	一般産科病床	新生児集中治療管理室 (NICU)	新生児集中治療管理室 後方病床(GCU)
要 件	6 床以上	MFICUの2倍以上 が望ましい	9床以上(12床以上 が望ましい)	NICUの2倍以上 が望ましい
病 床 数	6 床	17 床	12 床	15 床

### 4 診療科目

(要件)産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科その他関連診療科を有することが望ましい。

内科、精神科、**小児科**、小児外科、整形外科、脳神経外科、外科、**産婦人科**、眼科、耳鼻咽喉科、**麻酔科**、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、神経内科、心療内科、消化器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科

### 5 設備

新生児部門	適否	台数
新生児用呼吸監視装置		1 2 台
新生児用人工換気装置		1 2 台
超音波診断装置 (カードップラー機能を有する)		1 台
新生児搬送用保育器		2 台
その他(救急蘇生装置)		2 0 台
その他(微量輸液装置)		3 6 台
その他(経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置)		1 2 台
その他(光線治療器)		5 台

産科部門	適否	台数
分娩監視装置		6 台
呼吸循環監視装置		6 台
超音波診断装置 (カードップラー機能を有する)		1 台
その他(心電計)		1 台

## 6 職員

区分	要件	新生児部門
医師	24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。	常勤 4人、非常勤 9人 (当直 1人 日直(休診日) 1人)
看護師	(NICU)常時3床に1名の看護師が勤務していること。 (GCU)常時6床に1名の看護師が勤務していること。	常勤 53人、非常勤 0人 (新生児集中治療管理室： 日勤10人、準夜勤4人、深夜勤4人) (後方病室： 日勤9人、準夜勤3人、深夜勤3人)
その他	臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。	臨床心理技術者 1人

区分	要件	産科部門
医師	24時間体制で産科を担当する複数(病床数が6床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては1名)の医師が勤務していること。	常勤 14人、非常勤 0人 (当直 1人 日直(休診日) 1人)
看護師 (含助産師)	MFIUCUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること。	常勤 32人、非常勤 0人 (母体胎児集中治療管理室： 日勤4人、準夜勤2人、深夜勤2人) (後方病室： 日勤4人、準夜勤2人、深夜勤2人)

## 7 連携機能

### 搬送受入者の状況

	新生児搬送	母体搬送
搬送受入数	26件	28件

その他、合同症例検討会の開催等の情報交換や戻り搬送の受入れなど円滑な連携体制の構築を図っている。